

原子力発電所に係る県民等の安全確保のための情報連絡等に関する覚書

山形県（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）において事故等が発生した際に、山形県民等の安全及び安心の確保に向けて迅速な対応を図るため、情報連絡等に関して次のとおり覚書を締結する。

（異常時の連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、直ちにその状況を連絡するとともに、その後の状況について連絡するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定による原子力災害対策指針に基づく警戒事態に該当する事象が発生したとき。
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象が発生したとき。
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項（前項に該当する場合を除く。）について、当該事象の内容について速やかに連絡するものとする。

- (1) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外へ漏えいしたとき。
- (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度を超えて放出されたとき。
- (3) 原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- (4) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
- (5) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (6) 放射性物質等が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (7) 山形県内において発電所に係る新燃料、使用済み燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。

（連絡会）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営にあたって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。
- 4 甲は必要があると認める場合は、甲の指定する市町村の職員を連絡会に参加させ

ることができるものとする。

5 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

（その他）

第3条 この覚書の規定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの覚書に関し疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項及びこの覚書の施行に必要な事項については、甲及び乙は協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月20日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子

乙 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 海輪 誠